

○不良行為少年の補導について

(平成12年3月3日甲通達少第5号)

最近における深刻な少年非行情勢にかんがみ、不良行為少年の補導についてを、下記のとおり制定することとしたので、不良行為少年の補導活動を適切に推進されたい。

記

第1 不良行為少年の補導の目的

不良行為少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第7号に定める少年をいう。以下同じ。）の補導は、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれがあると認められる少年について、必要な注意、助言等を行うことにより、少年の非行防止を図り、その健全な育成に資することを目的とする。

第2 不良行為少年の補導に当たっての基本的な心構え

不良行為少年の補導に当たっては、少年の健全な育成を期する精神と少年の特性に関する深い理解をもって当たるとともに、関係機関・団体、少年警察ボランティアその他の関係者との協力を配意するものとする。

第3 不良行為少年の発見時における措置

1 不良行為少年に対する注意及び助言等

職員は、不良行為少年を発見したときは、当該不良行為少年に対し、不良行為の中止を促す等必要な注意を行い、又は非行防止その他健全育成上必要な助言、指導その他の補導（以下「助言等」という。）を行うものとする。

2 不良行為少年の所持する物件の措置

前記1の場合において、少年の非行防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を不良行為少年が所持しているのを発見したときは、当該物件の所有者その他権利者に返還させ、保護者（不良行為少年の親権者又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）に預けさせ、又は当該不良行為少年に廃棄させる等当該物件を所持しないよう必要な措置を講ずるものとする。

なお、後記3(1)後段の規定により、学校関係者（不良行為少年が在学する学校の教員をいう。以下同じ。）又は職場関係者（不良行為少年を雇用する雇用主又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）に対する連絡を行う場合は、当該物件を学校関係者又は職場関係者へ預けさせることもできるものとする。

3 保護者等に対する連絡

- (1) 前記1の注意又は助言等のみでは少年の非行防止その他健全育成上十分でないと認められる場合は、氏名、住所等不良行為少年を確実に特定するに足る情報を聴取し、保護者に対し当該不良行為少年の不良行為の事実を連絡するとともに、必要な監護又は指導上の措置を促すものとする。この場合において、当該不良行為少年が在学する学校又は就労する職場における指導上の措置を促すことが特に

必要であり、かつ、有効であると認められるときは、保護者の了承を得た上で、学校関係者又は職場関係者に対し当該不良行為少年の不良行為の事実を連絡するものとする。

- (2) 保護者等（保護者、学校関係者又は職場関係者をいう。以下同じ。）に対する連絡の要否は、少年警察活動に関する訓令（平成14年県本部訓令第25号）第11条第1項第2号に規定する署の少年事件選別主任者が判断するものとし、その連絡は、原則として少年警察部門の職員が行うものとする。この場合において、少年の住居地又は学校若しくは職場の所在地が他の署の管轄区域内であるときは、連絡に関し、当該他の署と連携を図るものとする。

4 不良行為の種別及び態様

不良行為の種別及び態様は、別表のとおりとする。

第4 少年補導票の作成等

職員は、不良行為少年を発見した場合（少年相談により不良行為を認知した場合を除く。）において、第3の3(2)の保護者等に対する連絡（以下単に「保護者等に対する連絡」という。）を行う必要があると認めるときは、県本部人身安全少年課長（以下「人身安全少年課長」という。）が別に定める要領により、速やかに少年補導票（別記様式）の作成に必要な事務を処理するものとする。

第5 少年補導票の保管及び廃棄

1 少年補導票の保管

少年補導票は、当該少年補導票に記載された不良行為少年の居住地を管轄する署において保管するものとする。この場合において、少年補導票を保管すべき署が他の都道府県警察の署であるときは、当該少年補導票を、人身安全少年課長を通じて、当該他の都道府県警察の警察本部少年担当課長に送付するものとする。

2 少年補導票の廃棄

少年補導票は、次に掲げる場合に廃棄するものとする。

- (1) 保護者等に対する連絡を行わなかったとき（連絡をする必要があると認められるが、連絡をすることができないときを除く。）。
- (2) 当該少年補導票に記載された不良行為少年が20歳になったとき。
- (3) その他保管の必要がなくなったとき。